

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
M E G A ドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

（変更後）みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一
東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎
東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計八者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎
東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外計六者

ハ 変更年月日

令和六年四月一日外

二 届出年月日

令和六年六月十四日

三 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課